

第5 水噴霧消火設備

I 外観検査

1 水 源

第2 屋内消火栓設備 I. 1に準じたものであること。

2 加圧送水装置

第2 屋内消火栓設備 I. 2に準じたものであること。

3 起動装置

第4 スプリンクラー設備 I. 3に準じたものであること。

4 電動機の制御盤

第2 屋内消火栓設備 I. 4に準じたものであること。

5 配 管

第2 屋内消火栓設備 I. 5に準じたものであること。

6 電源等

第2 屋内消火栓設備 I. 6に準じたものであること。

7 噴霧ヘッド等

- (1) 配置が適正であり、かつ、未警戒部分がないこと。
- (2) 噴霧ヘッドにあつては散水分布に支障がないように設けてあり、自動火災感知装置にあつては感知に支障がないように設けてあること。
- (3) 配管、配線と確実に結合されていること。
- (4) 設置場所に応じた適正なものであること。

8 制御弁

第4 スプリンクラー設備 I. 8に準じたものであること。

9 流水検知装置又は圧力検知装置

第4 スプリンクラー設備 I. 9に準じたものであること。

10 一斉開放弁

同時放射区域ごとに設けてあること。

11 手動式起動装置

- (1) 取り付け場所は適正であること。
- (2) 容易に操作できる構造のものであること。

12 自動警報装置

第4 スプリンクラー設備 I. 11 に準じたものであること。

13 排水設備

- (1) 駐車のために供される部分に設ける排水設備
 - ア 車両が駐車する場所の床面は、排水溝に向かって、2/100以上の勾配があること。
 - イ 車路の中央又は両側に設ける排水溝は、長さ40m以内ごとに1個の集水管が設けられ、消火ピットに連結してあること。
 - ウ 消火ピットは、油分離装置を有し、火災の影響の少ない場所に設けてあること。
 - エ 区画境界堤の高さは、10cm以上であること。
- (2) 道路のために供される部分に設ける排水設備
 - ア 道路には、排水溝に向かって有効に排水できる勾配があること。
 - イ 道路の中央又は路端に設ける排水溝は、長さ40m以内ごとに1個の集水管が設けられ、消火ピットに連結してあること。
 - ウ 消火ピットは、油分離装置を有し、火災の影響の少ない場所に設けてあること。
- (3) 指定可燃物等に設ける排水設備
排水設備が有効に設けてあること。

14 総合操作盤

第2 屋内消火栓設備 I. 8 に準じたものであること。

II 性能検査

共通事項

- ① 絶縁抵抗検査
第2 屋内消火栓設備に準じたものであること。
- ② 制御盤検査
第2 屋内消火栓設備に準じたものであること。

1 放水検査

- (1) 方法
いずれの加圧送水装置を用いるものにあっても、調整前における放射圧力が最も低くなると予想される放射区域及び同時放射量が最も多い放射区域（2以上存する場合は、その任意の区域）について行う。
 - ア 各放射区域に設けられたヘッドのうち任意のヘッドの一次側に圧力計を取り付ける。

イ 自動火災感知装置を規定の方法により感知させ又は手動起動装置（遠隔起動操作部分が設けられているものにあつては、当該操作部を含む。）の起動操作部を開放する。

(2) 合否の判定

放射圧力及び放射量が、設置したヘッドの使用範囲内であり、かつ、防護対象物が噴霧ヘッドの有効防護空間内に包含できるものであること。

なお、放射量は次式により算出する。

$$Q=K\sqrt{10.2P}$$

Q：放水量（ℓ/min.）

P：放水圧力（MPa）

K：定数

2 起動装置及び一斉開放弁検査

(1) 方法

ア 前1. (1). イに準じたものであること。

イ 前アの検査後、直接加圧送水装置の作動停止操作をする。

(2) 合否の判定

ア 加圧送水装置及び一斉開放弁が確実に作動し、かつ、受持つ放射区域のヘッドから異状なく放射すること。

イ 加圧送水装置の停止操作を行った場合、当該装置の作動が停止し、一斉開放弁が閉になること。

3 加圧送水装置検査

第2 屋内消火栓設備Ⅱ. 5に準じたものであること。

4 排水設備検査

(1) 方法

前1. (1) に準じたものであること。

(2) 合否の判定

ア 駐車のに供される部分に設ける排水設備

(ア) 放射された水は、区画境界堤から溢水しないこと。

(イ) 消火ピットの水位が、設計値の範囲内であること。

(ウ) 排水が支障なく行えること。

イ 道路のに供される部分に設ける排水設備

(ア) 消火ピットの水位が、設計値の範囲内であること。

(イ) 排水が支障なく行えること。

ウ 指定可燃物等に設ける排水設備

設けている排水設備により支障なく排水できること。

5 総合操作盤

第2 屋内消火栓設備Ⅱ. 6に準じたものであること。